

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【8】」

2. 日時：令和2年11月9日 13時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他4名

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（除熱機能）

○型式証明申請における基準適合性についての説明では、設計に係る成立性の見通しの観点からの説明も加えること

○縦置き型の除熱機能の評価を横置き型の評価で代表させることについて、ポイントとなる要素を説明すること

○評価対象部位について、使用済燃料の健全性を担保するために必要となる安全機能を有する構成部材の抽出の考え方（伝熱フィンが対象部位に含まれないこと）を説明すること

（臨界防止機能）

○臨界解析モデル寸法条件について、公差を変えた場合に極大値が生じないことが一般的な傾向であることを説明すること

○中性子実効増倍率の評価結果の説明の中で示している  $\sigma$  について、モンテカルロ計算の結果を統計的に処理して得られる標準偏差であることを説明すること

(3) MHI から、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- 資料 1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について（第 16 条関連）
- 資料 1-2 補足説明資料 16-1 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- 資料 1-3 補足説明資料 16-2 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 臨界防止機能に関する説明資料
- 資料 1-4 補足説明資料 16-4 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 除熱機能に関する説明資料
- 資料 1-5 補足説明資料 16-5 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 閉じ込め機能に関する説明資料

以上